

道路台帳システム整備にかかるデータシートの作成方法の変更について

1 道路台帳システムの整備について

- ・旧システムについては、昭和58年に整備されたもので、データの入・出力をバッチ処理で行っており、データ集計の柔軟性がなかったことから、平成20年度に道路台帳システムを再構築しました。
- ・併せて、データの更新方法を電子データ（エクセルデータ）から直接取込む方式としました。

2 データシートの作成方法の変更について（H21年度～）

- ・データの更新方法の変更と併せて、道路台帳修正業務で作成するデータシートの旧様式第3号～第5号を新様式に統合。その他の様式は、従前のままでです。
- ・具体的な作成方法は平成21年11月4日付第200900125662号通知を参照して下さい。
- ・従前までの属性コード43属性に、44：横断歩道橋、45：地下横断歩道、46：図面番号の属性を追加しました。44、45については今年度は0を入力して下さい。46：図面番号については、修正が必要なときは、必ず属性入力して下さい。

3 道路台帳付図修正時の留意点

- ・CAD形式はSFC形式として下さい。
- ・修正に使用する台帳付図は、必ず最新データ及び図面番号であることを確認して下さい。
※最新データは鳥取県建設技術センター及び道路企画課でも保管しています。
- ・付図を新規作成する場合は、分割図を作成しない。分割図の作成が必要となるときは、別図葉にて作成して下さい。
- ・台帳付図の図面番号の命名規則は平成21年11月4日付第200900125662号通知に従って下さい。
- ・各総合事務所で保管してある付図の図面番号については、道路台帳システムの整備に併せて、今年度末で更新します。更新情報を道路企画課のホームページで公開しますので、CADデータを納品される際は、ファイル名と図面番号が最新のものであるか確認して下さい。